

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録建築士 空き家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて乙が提出した名簿に登録された乙所属会員をいう。
- （4）受託建築士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第3号までの業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、前条第4号の受託建築士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 次条に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、一般社団法人奈良県建築士会定款第4条の趣旨に基づき研修会を実施し、登録建築士の資質の向上に努めるものとする。

2 乙は、一般社団法人奈良県建築士会定款第5条第2号の事業に基づき、登録建築士の品位を保持し、その業務の改善を図るため、登録建築士の指導を行うものとする。

（受託建築士の実施業務等）

第5条 受託建築士は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）空家等の調査、インスペクション
- （2）空家等の改修等に関する相談及び改修計画、見積等の作成
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 受託建築士は、業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告する。

（登録建築士名簿）

第6条 乙は、登録建築士について、登録建築士名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録建築士名簿を、甲に提出しなければならない。また、

変更があったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録建築士が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該受託建築士を登録建築士名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録建築士名簿に登録された受託建築士に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の受託建築士に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第9条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長

森下 豊

乙 奈良市大宮町2丁目5番7号

一般社団法人奈良県建築士会

会長

米村 博 昭